

上水道訓令甲第3号

長浜水道企業団職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成6年上水道訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

令和7年10月1日

長浜水道企業団

企業長 三和啓司

長浜水道企業団職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成6年上水道訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「育児休業法第19条第1項」を「育児休業規則第20条第1項」に改める。

第10条第1項第8号中「監護する者」を「監護するもの」に、「同条第1項」を「同条第1号」に、「児童その他」を「児童の親その他」に、「人事院規則15-14（職員の勤務時間、休日および休暇）第22条第8号の休暇」を「この号の休暇」に改める。

第11条第9項を削る。

第11条の2第2項中「1日を通じ始業の時刻から連続し、または終業の時刻まで連続した」を削る。

第11条の3第2項中「介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、または終業の時刻まで連続した2時間（育児休業法第19条第1項の規定による部分休業）」を「育児休業規則第20条第1項の規定による同条第2号第1号に掲げる範囲内で請求する部分休業」に、「ある日」を「ある日の介護時間」に、「当該2時間」を「1日につき2時間」に、「時間）」を「時間」に改め、同条第3項を削る。

付 則

この規程は、令和7年10月1日から施行する。